

関係各位

アンダーシャツの着用に関して（通知）

財団法人 日本卓球協会
ルール・審判委員会
委員長 長谷川 敦司

最近、競技用服装からはみ出した状態で着用されているアンダーシャツが確認されており、更に首周りにメーカーロゴを認めるものが一部で確認されています。

この件は、現行のルールに定められていない事項のため、大会当日の審判長に判断と対応が一任されることとなりますが、ときに見解の相違が起こっています。

今回ルール審判委員会として基本的な指針を作成しましたので通知します。

1. ルールに基づく考え方について

- (ア) アンダーシャツは競技用服装ではなく、下着に属するものと判断します。
- (イ) スパッツも同様に競技用服装ではありませんが、競技用服装の外に着用できるものとして、既に第2章：競技ルール(2.2.2.1.2)で着用に関してルール上承認されています。
- (ウ) スパッツへの広告は、日本卓球ルール(2.2.5.10)の広告規定で「メーカーの商標・ロゴのみ1カ所に、12cm²以下で、公認用具指定業者の製品のみ」という条件で承認されています。
- (エ) 広告規定ではメーカーの商標・ロゴの適用範囲を、サポーター、リストバンド、ヘアバンド、スパッツの4種類に限定しています。
- (オ) アンダーシャツのメーカーロゴは広告規定(2.2.5.10)においてまだ許可されていません。

2. 以上の理由から大会における原則的な対応を示します

- ① アンダーシャツの着用を認めます。
- ② アンダーシャツに明らかにメーカーの商標・ロゴやその他広告が確認できる場合は、その部分を隠して使用できる。
 - * 広告部分にテープを貼る又は折り込む等の方法で隠してください。
 - * 広告部分が競技用服装からはみ出さないものであれば、問題となりません。
(競技中にはみ出してこないように、選手は着用にあたって注意してください。)
- ③ アンダーシャツ自体が競技用服装からいくらかはみ出す程度はスパッツ同様に認めます。
 - * そのはみ出し程度が奇異か否かは審判長判断ですが、首周り及び肘の手前位までは容認されます。
 - * 競技用服装が半袖であることから、大会での長袖アンダーシャツの着用は許可されません。
- ④ 団体戦、ダブルスの際の着用について、アンダーシャツが競技用服装からはみ出すケースにおいては、競技用服装と同色又は同系色で揃っていることが望ましいと考えますが、現時点では、同じチームに着用する者と着用しない者が混在していても、また選手同士の色が異なっても、着用を許可します。
- ⑤ 国際卓球連盟から新たに指針が出された場合には、再度検討を行います。

以上